

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年7月3日

香川県監査委員 三谷和夫
 同 大西均
 同 高田良徳
 同 新田耕造

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 現金で納付された生産物売払収入について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿の登記が漏れているものがあった。（香川西部養護学校）</p> <p>イ 支出について （ア）「外国との交流推進事業」に係る海外研修旅行企画手配業務委託料について、請求書の内容を十分確認することなく支払っていた。（小豆島中央高等学校、丸亀高等学校） （イ）「定時制・通信制体験活動を通じた対話力育成事業」について、予算の範囲内で事業を執行する必要があった。（観音寺第一高等学校）</p> <p>ウ 手当について （ア）連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当について、支給していないものがあった。（小豆島中央高等学校） （イ）連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当について、過大に支給しているものがあった。（観音寺総合高等学校、坂出高等学校） （ウ）対外運動競技等において児童</p>	<p>ア 収入について 直ちに現金受払簿への登記を行った。今後は納付書と現金受払簿との照合を徹底する。</p> <p>イ 支出について （ア）今後は請求内容等を十分に確認する。 （イ）今後は適正な執行を徹底する。</p> <p>ウ 手当について （ア）直ちに支給の手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。 （イ）直ちに戻入手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。 （ウ）直ちに支給の手続を行った。</p>

等を引率して行う指導業務で、泊を伴うものに従事する場合に支給する特殊勤務手当について、支給していないものがあった。(丸亀城西高等学校、三本松高等学校、多度津高等学校)

(エ) 高速道路利用に係る通勤手当について、過大に支給しているものがあった。(観音寺総合高等学校)

(オ) 超過勤務手当の支給額に誤りがあったので、返納させる必要がある。(西部教育事務所)

(カ) 扶養親族の増加による扶養手当の支給額改定について、誤って1か月早く支給していた。(西部教育事務所)

エ 旅費について

(ア) 雇用関係のある特別非常勤講師の依頼旅費について、所得税が源泉徴収されていた。(坂出商業高等学校)

(イ) 外国旅費の請求について、旅費事務処理要領に定める領収書を添付する必要があった。(丸亀高等学校)

(ウ) 自家用車を使用した出張において、おおむね通勤経路を通行していたにもかかわらず、旅費を支給しているものがあった。(健康福利課)

(エ) 自家用車を使用した出張について、旅費システムに誤った距離数を入力したため、旅費が多く支給されているものがあった。(高松養護学校)

オ 財産について

高等学校の警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠の報告が散見された。戸締まり等の確認を

今後は、教員の勤務状況と総務ナビ等への入力内容の確認を徹底する。

(エ) 直ちに戻入を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。

(オ) 直ちに戻入を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。

(カ) 直ちに戻入を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。

エ 旅費について

(ア) 直ちに還付を行った。今後は、適正な執行を徹底する。

(イ) 今後は、領収書等、金額が確認できる書類の添付を徹底する。

(ウ) 直ちに戻入を行った。今後は、通勤調整の有無を十分確認し、旅費システムとの照合を徹底する。

(エ) 直ちに戻入を行った。今後は、距離の確認を徹底する。

オ 財産について

令和2年2月及び4月開催の県立学校長会において、各学校に、施錠、消灯の確認の徹底を行うよう、各学

	<p>適切に行うよう指導する必要がある。(高校教育課)</p> <p>カ 契約について</p> <p>(ア) 契約金額が50万円を超える委託業務の契約手続において、予定価格調書を作成していないものがあった。(屋島少年自然の家)</p> <p>(イ) リース契約について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う変更契約を行っていなかった。(屋島少年自然の家)</p> <p>(ウ) 指名競争入札を行う場合は、あらかじめ指名業者の選定に係る指名審査会による審査を受ける必要がある。(高松東高等学校)</p>	<p>校長に周知した。</p> <p>カ 契約について</p> <p>(ア) 今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、再発防止に努める。</p> <p>(イ) 直ちに契約変更の手続を行った。今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、再発防止に努める。</p> <p>(ウ) 今後は、会計規則や関係通知文書などを十分に確認し、適正な執行に努める。</p>
--	--	---